

令和7年度 医療に関する税制要望(項目)

令和6年8月
公益社団法人日本医師会

- 1 社会保険診療等に係る消費税制度の見直し
社会保険診療等に係る消費税について、
診療所においては非課税のまま診療報酬上の補てんを継続しつつ、
病院においては軽減税率による課税取引に改めること
- 消費税 -

- 2 医業承継時の相続・贈与に関する税制措置
 - (1)医療における法人の新たなあり方の検討
 - (2)医療法人の出資の評価方法の改善
 - (3)基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設等
 - (4)認定医療法人制度に係る税制措置の拡充
 - (5)出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善- 相続税・贈与税・所得税 -

- 3 医療機関に対する事業税特例措置の存続
 - (1)社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
 - (2)医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税軽減措置について
地域医療の確保を図る趣旨に沿って存続- 事業税 -

- 4 医療機関の強靱化を支援するための税制措置
 - (1)医療機関が地域の防災に資するよう耐震構造建物、防災構造施設、防災用設備等
に係る税制上の特例措置創設
 - (2)病院・診療所用建物の耐用年数の短縮
 - (3)医療機関における医療DXへの対応及び省エネルギー化に資する設備投資等
について、即時償却又は税額控除(10%)を選択適用できる措置を講ずること
 - (4)医療用機器等の特別償却制度について、中小企業経営強化税制と同等の措置
が受けられるよう、以下の措置を講ずるとともに適用期限を延長すること
 - ① 医療用機器の特別償却制度について、適用対象となる取得価額を
160万円に引き下げ、10%の税額控除又は即時償却の選択適用
 - ② 勤務時間短縮用設備等の特別償却制度について、
税額控除の導入、特別償却率の引き上げの措置
 - (5)中小企業投資促進税制の適用期限を延長すること- 所得税・法人税・固定資産税・不動産取得税 -

- 5 地域医療構想の実現に資する設備に関する税制措置
構想適合病院用建物等の特別償却制度について、
税額控除の導入、特別償却率の引き上げの措置を講ずるとともに
適用期限を延長すること
- 所得税・法人税 -
- 6 医療機関が取得する償却資産に係る固定資産税についての所要の税制措置
(1)医療機関における医療DXへの対応及び省エネルギー化に資する設備投資
について、一定期間の固定資産税の非課税措置を講ずること
(2)生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の
特例措置について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えるとともに
適用期限を延長すること
- 固定資産税 -
- 7 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置存続
- 所得税・法人税 -
- 8 公益法人等に関する所要の税制措置
(1)医師会について
開放型病院等の法人税非課税措置の拡充、開放型病院等の固定資産税等
非課税措置の恒久化、その他の措置
(2)一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置
及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置
(3)社会医療法人・認定医療法人・開放型病院等の認定要件等における
補助金収入の取扱いの見直し
(4)社会医療法人・認定医療法人・開放型病院等の認定要件等における
保険外併用療養費に係る収入の取扱いの見直し
- 法人税・相続税・贈与税・固定資産税・不動産取得税・登録免許税 -
- 9 消費税インボイス制度における免税事業者等からの仕入に係る経過措置の延長
- 消費税 -
- 10 賃上げ促進税制における税額控除上限の引き上げ
- 所得税・法人税 -